

社長!!

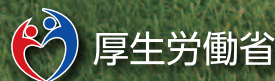
あなたの会社、労働保険〔労働保険〔雇用保険〕〕に入っていますか？

はい

いいえ

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、
事業主は、労働保険に加入する必要があります。

「いいえ」とお答えの事業主は、加入手続きを速やかに行ってください。



本気で考えて。_____

労働保険

- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立を行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。
- 未手続き事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワーク等へご相談ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>